

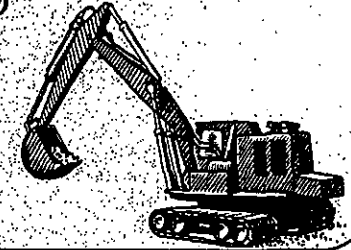
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (震災特例措置の延長)【概要】

東日本大震災の被災地の復旧・復興状況にかんがみ、引き続き、その復旧・復興に必要な人材の育成・確保とともに、被災により失業を余儀なくされた方に対する就職支援を推進するために、求職者支援訓練の認定基準における以下の特例措置の適用を平成26年3月31日開講コースまで延長した(改正前は平成25年3月31日開講コースまでの適用)。

1. 災害復旧に必要な人材育成のための震災対策特別訓練コースの設定に係る特例措置

復旧・復興事業に必要な整地作業等に必要な人材(車両系建設機械運転手)を育成するための訓練の実施を奨励【対象県】青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

- 訓練内容 車両系建設機械運転技能講習等
- 訓練期間 10日～1か月以内
- 訓練奨励金 12万円/人



2. 被災3県において実施した求職者支援訓練の就職率に係る特例措置

被災3県で実施された求職者支援訓練の就職率について、認定基準上の特例措置を設け、被災3県での求職者支援訓練の実施を促進【対象県】岩手県、宮城県、福島県

通常の取扱い	被災3県における特例措置
連続する3年の間に同一の都道府県で同分野2コース以上の求職者支援訓練を行った場合に、2コース以上の就職率が、基礎コース:45%未満、実践コース:50%未満でないこと。 ※2コース以上が該当した場合、全国で当該分野の求職者支援訓練を不認定。	① 平成25年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、0.5コースと取り扱う。(例えば、3コースが該当した場合、1.5コースと取り扱うので、不認定とならない。) ② 平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定。
過去に同分野の求職者支援訓練を行った場合に、その就職率が、基礎コース:30%未満、実践コース:35%未満でないこと。 ※該当した場合、全国で当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。	平成25年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。

3. 公布日(平成25年2月5日)施行